

第160回

定時株主総会招集ご通知

- ▶ **日時** 2021年6月23日（水曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時）
- ▶ **場所** 東京都中央区日本橋本町二丁目8番2号
稲畑産業東京本社ビル7階 当社会議室
※開催場所が例年と異なりますので注
意ください。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
- ▶ **決議事項**
第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役補欠者1名選任の件

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/8098/>



稲畑産業株式会社

証券コード 8098

▶ 目次

第160回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
《添付書類》	
事業報告	18
連結計算書類	50
計算書類	53
監査報告	56

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。議決権行使方法の詳細につきましては2～3ページをご参照ください。
なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- 当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応については、末尾に記載しております。また、今後の状況変化に応じて、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、下記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
https://www.inabata.co.jp/investor/event/shareholder_meeting/

証券コード 8098
2021年6月1日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
稲畑産業株式会社
取締役社長 稲畑 勝太郎

第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2021年6月22日（火曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
 2. 場 所 東京都中央区日本橋本町二丁目8番2号
稲畑産業東京本社ビル7階 当社会議室
（当社は、従来大阪市にて株主総会を開催してまいりましたが、株主様の分布状況などを勘案し、より多くの株主の皆様のご住所に近い会場とするため本総会より東京都中央区にて開催することに決定いたしました。ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第160期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第160期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役補欠者1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、お知らせいたします。
 - ◎本総会の決議内容につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ※当社ウェブサイト <https://www.inabata.co.jp>

議決権行使についてのご案内

郵送・スマートフォン・インターネット等による議決権の行使の場合



■書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、書面（議決権行使書）による議決権行使における各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。

行使期限 | 2021年6月22日（火曜日）午後5時10分 到着



■「スマート行使®」による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（詳しくは、次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限 | 2021年6月22日（火曜日）午後5時10分 まで



■インターネット等による議決権の行使

当社の指定するインターネット上の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）より、行使期限までに議決権をご行使ください。

（詳しくは、次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限 | 2021年6月22日（火曜日）午後5時10分 まで

株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第160回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参いただきますようお願い申し上げます。

二重に議決権をご行使された場合の取扱い

書面とインターネット等により 二重に議決権をご行使された場合

インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネット等により複数回または
パソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合
最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

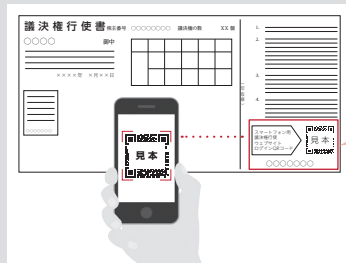
議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

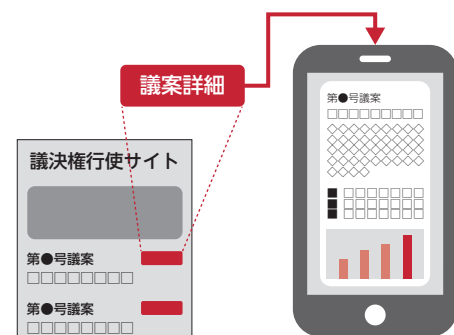
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

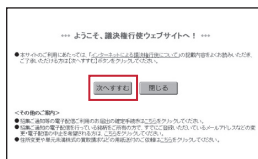
スマート行使の画面上でも
株主総会議案が参照可能です。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

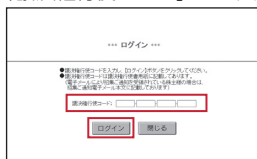
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役 出口敏久氏は、2021年1月31日をもって辞任し、他の取締役全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制整備の構築を図るべく、1名減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会への出席状況 (2020年度)	取締役在任年数 (本総会終結時)
1	再任 いな ばた かつ た ろう 稲 畑 勝太郎	代表取締役社長執行役員	18回/18回	26年
2	再任 あか お とよ ひろ 赤 尾 豊 弘	代表取締役専務執行役員 情報電子・生活産業セグメント担当、 欧米地区担当	18回/18回	11年
3	再任 よこ た けん いち 横 田 健 一	代表取締役専務執行役員 総務広報・情報システム・財務経理・ I R・業務推進・リスク管理担当、 海外管理担当	18回/18回	13年
4	再任 すぎ やま まさ ひろ 杉 山 勝 浩	取締役常務執行役員 情報電子セグメント担当補佐、 北東アジア地区担当	18回/18回	5年
5	再任 やす え のり おみ 安 江 範 臣	取締役常務執行役員 合成樹脂セグメント担当、 東南アジア地区担当	18回/18回	4年
6	新任 おお の けん じ 大 野 顕 司	—	—	—
7	再任 さ と う きよし 佐 藤 潔	社外取締役	18回/18回	2年
8	再任 はま し ま けん じ 濱 島 健 爾	社外取締役	14回/14回	1年
9	新任 はぎ わら たか こ 萩 原 貴 子	—	—	—

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況				
1	いなばた かつたろう 稲畑 勝太郎 1959年12月3日生 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所有する当社株式の数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">77,900株</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">取締役会への出席状況</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18回中18回(100%)</td> </tr> </table>	所有する当社株式の数	77,900株	取締役会への出席状況	18回中18回(100%)	1989年 1月 当社に入社 1995年 6月 当社取締役 1997年 6月 当社常務取締役 2003年 6月 当社取締役常務執行役員 2005年 4月 当社取締役専務執行役員 2005年12月 当社代表取締役社長執行役員（現在） 【取締役候補者とした理由】 稲畑勝太郎氏は1995年に取締役に就任後は常務取締役、取締役常務執行役員、取締役専務執行役員を歴任し、2005年からは代表取締役社長執行役員を務めております。同氏はこのように長年にわたり当社の経営を担っており、経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。	—
所有する当社株式の数							
77,900株							
取締役会への出席状況							
18回中18回(100%)							
2	あか お とよ ひろ 赤尾 豊弘 1959年12月19日生 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所有する当社株式の数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16,700株</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">取締役会への出席状況</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18回中18回(100%)</td> </tr> </table>	所有する当社株式の数	16,700株	取締役会への出席状況	18回中18回(100%)	1982年 4月 当社に入社 2004年 6月 当社情報画像本部長 2005年 6月 当社執行役員 2010年 6月 当社取締役執行役員 2011年 4月 当社電子機能材本部長 2012年 4月 当社情報電子第一本部長・情報電子第二本部長・ 情報電子第三本部長 2013年 4月 当社情報電子第一本部担当・情報電子第二本部担当・ 情報電子第三本部担当 2013年 6月 当社取締役常務執行役員 2014年 6月 当社化学品本部担当・生活産業本部担当 2015年 6月 当社代表取締役専務執行役員（現在） 2016年 4月 当社情報電子・生活産業セグメント担当、欧米地区担当（現在） 化学品セグメント担当 【取締役候補者とした理由】 赤尾豊弘氏は長年にわたり当社の主力事業のひとつである情報電子事業の責任者を務めてきました。また、経営者としては2010年に取締役に就任後は取締役常務執行役員を経て、2015年からは代表取締役専務執行役員を務めており、情報電子・生活産業セグメントを担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。	稲畑ファインテック 株式会社 取締役
所有する当社株式の数							
16,700株							
取締役会への出席状況							
18回中18回(100%)							

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況				
3	<p>よこ た けん いち 横田 健一 1962年11月3日生</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所有する当社株式の数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12,700株</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取締役会への出席状況</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18回中18回(100%)</td> </tr> </table>	所有する当社株式の数	12,700株	取締役会への出席状況	18回中18回(100%)	<p>1996年 7月 当社に入社 2004年 7月 当社財務経理室長 2005年 6月 当社執行役員 2008年 6月 当社取締役執行役員 経営企画室長 2009年 5月 当社内部監査室担当 2009年 6月 当社財務経営管理室長 2011年 4月 当社経営企画室副室長 2013年 4月 当社財務経営管理室担当・海外事業室副室長 2013年 6月 当社リスク管理室担当 2014年 6月 当社取締役常務執行役員 業務管理室担当 2016年 4月 当社財務経理・IR・業務推進・リスク管理担当（現在） 海外管理担当（現在） 2016年 6月 当社総務広報・情報システム担当（現在） 2017年 6月 当社代表取締役専務執行役員（現在）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 横田健一氏は公認会計士としての職務経験があり、当社入社後は長年にわたり主に財務経理部門の責任者を務めてきました。また、経営者としては2008年に取締役に就任後は取締役常務執行役員を経て、2017年からは代表取締役専務執行役員を務めており、総務広報・情報システム・財務経理・IR・業務推進・リスク管理といった管理部門を担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>	—
所有する当社株式の数							
12,700株							
取締役会への出席状況							
18回中18回(100%)							
4	<p>すぎ やま まさ ひろ 杉山 勝浩 1958年6月15日生</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所有する当社株式の数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,500株</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取締役会への出席状況</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18回中18回(100%)</td> </tr> </table>	所有する当社株式の数	8,500株	取締役会への出席状況	18回中18回(100%)	<p>2002年 7月 当社に入社 2010年 6月 当社執行役員 合成樹脂第二本部長 2014年 4月 当社情報電子第一本部長 2016年 6月 当社取締役執行役員 2018年 6月 当社取締役常務執行役員（現在） 情報電子セグメント担当補佐（現在） 北東アジア地区担当（現在）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 杉山勝浩氏は当社の主力事業である合成樹脂事業、情報電子事業両方で責任ある地位を務めてきました。また、経営者としては2016年に取締役に就任し、2018年からは取締役常務執行役員を務めており、情報電子セグメントを担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>	TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD. 取締役
所有する当社株式の数							
8,500株							
取締役会への出席状況							
18回中18回(100%)							

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況				
5	<p>やす え のり おみ 安江 範臣 1957年3月13日生</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <table border="1" data-bbox="235 492 455 548"> <tr> <td>所有する当社株式の数</td> </tr> <tr> <td>3,000株</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="235 565 455 621"> <tr> <td>取締役会への出席状況</td> </tr> <tr> <td>18回中18回(100%)</td> </tr> </table>	所有する当社株式の数	3,000株	取締役会への出席状況	18回中18回(100%)	<p>1980年 4月 当社に入社 2013年 4月 当社合成樹脂第一本部長 2014年 4月 当社コンパウンド統括室長 2014年 6月 当社執行役員 2017年 6月 当社取締役執行役員 アジア地区担当 合成樹脂セグメント担当 (現在) 2018年 6月 当社取締役常務執行役員 東南アジア地区担当 (現在)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 安江範臣氏は長年にわたり当社の主力事業のひとつである合成樹脂事業で責任ある地位を務めてきました。また、経営者としては国内・海外グループ会社の社長経験があり、2017年には当社の取締役就任し、2018年からは取締役常務執行役員を務めており、合成樹脂セグメントを担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	—
所有する当社株式の数							
3,000株							
取締役会への出席状況							
18回中18回(100%)							
6	<p>おお の けん じ 大野 顕司 1963年12月10日生</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <table border="1" data-bbox="235 919 455 975"> <tr> <td>所有する当社株式の数</td> </tr> <tr> <td>0株</td> </tr> </table>	所有する当社株式の数	0株	<p>1987年 4月 住友化学工業株式会社 (現 住友化学株式会社) に入社 2006年 4月 同社法務部長 2016年 4月 同社執行役員法務部長 2020年 4月 同社常務執行役員 (現在)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 大野顕司氏は総合化学メーカーにおいて、長年にわたり法務部門の責任者を務めたことに加え、総務や内部統制・監査などの管理部門にも携わっており、それらの経験に基づく幅広い知見及び専門的知識を有しております。また上場企業におけるサステナビリティ推進についての経験も豊富であることから、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。</p>	住友化学株式会社 常務執行役員		
所有する当社株式の数							
0株							

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
7	さとう きよし 佐藤 潔 1956年4月2日生 再任 社外取締役候補者 独立役員 所有する当社株式の数 0株 取締役会への出席状況 18回中18回(100%)	1979年4月 東京エレクトロン株式会社に入社 2003年6月 同社代表取締役社長 2009年4月 同社取締役副会長 2011年6月 Tokyo Electron Europe Ltd. 取締役会長 2013年11月 TEL Solar AG 取締役社長 2017年6月 東芝機械株式会社 (現 芝浦機械株式会社) 社外取締役 (現在) 2019年6月 当社社外取締役 (現在) 2019年6月 マツダ株式会社 社外取締役 (現在) 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐藤 潔氏は半導体及びフラットパネルディスプレイ製造装置のリーディング・カンパニーの経営者としてグローバルで豊富な経験と幅広い見識を備えております。また取締役会において当社が期待する役割を十分に果たしてきた実績を考慮し、引き続き社外取締役候補者となりました。 同氏が選任された場合には、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、外部的視点から当社の業務執行に対する監督、助言をいただくことを期待しております。 【社外取締役在任年数】2年 (本総会終結時)	芝浦機械株式会社 社外取締役 マツダ株式会社 社外取締役
8	はしま けんじ 濱島 健爾 1959年1月3日生 再任 社外取締役候補者 独立役員 所有する当社株式の数 0株 取締役会への出席状況 14回中14回(100%)	1982年4月 ウシオ電機株式会社に入社 1999年4月 Ushio America, Inc. 取締役社長 2000年11月 Christie Digital Systems USA, Inc. 取締役会長 Christie Digital Systems Canada, Inc. 取締役会長 2004年4月 ウシオ電機株式会社 上級グループ執行役員 2007年4月 同社グループ常務執行役員 2010年6月 同社取締役兼専務執行役員 2014年4月 同社代表取締役兼執行役員副社長 2014年10月 同社代表取締役社長兼執行役員社長 2019年4月 同社相談役 2020年4月 同社特別顧問 (現在) 2020年6月 当社社外取締役 (現在) 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 濱島健爾氏は産業用光源をはじめとする光応用製品並びに産業機械等を扱うメーカーの経営者としてグローバルで豊富な経験と幅広い見識を備えております。また取締役会において当社が期待する役割を十分に果たしてきた実績を考慮し、引き続き社外取締役候補者となりました。 同氏が選任された場合には、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、外部的視点から当社の業務執行に対する監督、助言をいただくことを期待しております。 【社外取締役在任年数】1年 (本総会終結時)	ウシオ電機株式会社 特別顧問

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
9	はぎ わら たか こ 萩原 貴子 1961年3月12日生 新任 社外取締役候補者 独立役員 女性 所有する当社株式の数 0株	1984年 4 月 ソニー株式会社 (現 ソニーグループ株式会社) に入社 2002年 4 月 同社NACS(ネット系サービスビジネスカンパニー) 人事部統括部長 2006年 4 月 同社人事部門人材開発部統括部長 2008年 4 月 同社人事部門ダイバーシティ開発部統括部長 2014年 4 月 ソニー光株式会社・ソニー希望株式会社 (現 ソニー希望・光株式会社) 代表取締役 2015年 1 月 ソニー株式会社 退社 2015年 2 月 株式会社グリーンハウス 取締役 Chief Health Officer 2020年 7 月 株式会社DDD 代表取締役 (現在) 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 萩原貴子氏はAV機器やゲーム、映画、音楽等、複数の事業をグローバルに展開する大手電機メーカーにおいて人事部門の責任者を長く務め、また経営者としての経験も有しており、幅広い見識と経験を備えております。このことから、同氏は当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏が選任された場合には、当社における人事戦略やダイバーシティの推進等についての助言等を頂く事を期待しております。	株式会社DDD 代表取締役 ツインバード工業株式会社 社外取締役 (2021年5月就任予定)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大野顕司及び萩原貴子の両氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 佐藤 潔、濱島健爾及び萩原貴子の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、佐藤 潔、濱島健爾及び萩原貴子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。佐藤 潔及び濱島健爾の両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、萩原貴子氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。なお、各氏は、当社の「社外役員の独立性基準」(同基準は17ページに記載のとおりであります。)が定める独立性に関する基準を満たしております。
5. 当社は、佐藤 潔及び濱島健爾の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。また、大野顕司及び萩原貴子の両氏につきましても、両氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 「所有する当社株式の数」は2021年3月31日現在の所有株式数であります。
8. 濱島健爾氏の「取締役会への出席状況」は、2020年6月23日就任以降に開催した取締役会への出席状況であります。

第2号議案 監査役補欠者1名選任の件

監査役の員数が、法令、定款に定める基準を満たさない場合に備え、あらかじめ監査役の補欠者1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴	重要な兼職の状況
むらなか とおる 村中 徹 1965年6月3日生	1995年4月 弁護士登録 2007年11月 弁護士法人第一法律事務所社員弁護士（現在） 2014年5月 古野電気株式会社社外監査役（現在） 2015年6月 株式会社スズケン社外監査役（現在） 2016年6月 株式会社カプコン社外取締役（現在）	弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士 古野電気株式会社 社外監査役
補欠の社外監査役候補者	【補欠の社外監査役候補者とした理由】 村中 徹氏は社外役員としての関与以外には直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しておられることから、幅広い知識と見識により、客観的、積極的かつ公正な監査を行っていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者となりました。	株式会社スズケン 社外監査役 (2021年6月退任予定)
独立役員		株式会社カプコン 社外取締役
所有する当社株式の数 0株		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村中 徹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 村中 徹氏は、当社の「社外役員の独立性基準」（同基準は17ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 村中 徹氏とは、法令、定款に定める監査役の員数を欠くことにより社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。村中 徹氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 村中 徹氏が社外監査役を務める株式会社スズケンにおいては、2020年12月に独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）の入札に関する独占禁止法違反事件について、公正取引委員会から刑事告発を受けました。当該事件については、2019年11月に当局の立入調査があったことを契機に発覚し、同氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から法令順守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は、同社監査役会を通じて、調査への協力、原因究明、再発防止策の策定をはじめとする執行部の取り組みについて注視し、取締役会等において適宜意見を申し述べるなど、その職責を適切に果たしております。
7. 「所有する当社株式の数」は2021年3月31日現在の所有株式数であります。

<ご参考>

コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

1. 当社取締役及び監査役に求める専門性及び経験

第1号議案をご承認いただいた場合、当社の経営体制（予定）は以下のとおりです。

	氏名	企業経営	営業（グローバル）			財務・会計	法務・リスクマネジメント	人事・労務	IT・デジタル	ESG	他社経験
			情報電子	合成樹脂	化学 品・生 活産業						
取締役	稲畑 勝太郎	●		●	●			●	●	●	●
	赤尾 豊弘	●	●		●						
	横田 健一	●				●	●		●	●	●
	杉山 勝浩	●	●	●							●
	安江 範臣	●		●							
	大野 顕司	●					●			●	●
	佐藤 潔*	●	—	—	—						—
	濱島 健爾*	●	—	—	—	●					—
	萩原 貴子*	●	—	—	—			●		●	—
監査役	望月 卓			●							
	久保井 伸和					●				●	●
	高橋 慶孝*		—	—	—			●			—
	柳原 克哉*		—	—	—		●				—
	玉井 哲史*		—	—	—	●					—

(注) *は独立社外役員です。

2. 政策保有株式の縮減方針

当社は、2024年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画「New Challenge 2023」（以下、「NC2023」）（※1）を、2021年4月よりスタートいたしました。

その主要重点施策のひとつである「保有資産の継続的見直しと資金・資産のさらなる効率化」の一環として、「NC2023」推進中に政策保有株式のさらなる見直しを行い、3年間で50%削減する方針を決定いたしました。

いわゆる政策保有株式については、これまでも保有の意義が認められない株式について、コーポレートガバナンス・コードに則り、縮減を進めてまいりましたが、より保有の合理性を厳格に検証した結果等を踏まえ、さらなる縮減を進めてまいります。

【ご参考】政策保有株式売却額の推移

(百万円)	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
政策保有株式売却額	4,549	9,017	5,298	3,026	2,944

（※1）中期経営計画 「NC2023」概要

【定量目標】	2024年3月期	【主要重点施策】
売上高	6,700億円	1. 主力ビジネスのさらなる深掘りと成長分野への横展開 2. 将来の成長が見込める市場への多面的な取り組みと確実な収益化 3. 将来の成長に向けた投資の積極化 4. グローバルな経営情報インフラの一層の高度化 5. 保有資産の継続的見直しと資金・資産のさらなる効率化 6. 人的資本活用に向けた取り組みの強化
営業利益	165億円	
経常利益	170億円	
親会社株主に帰属する当期純利益	160億円	
ROE	8%以上	
ネットD/Eレシオ	0.3以下	
自己資本比率	50%以上	
為替レート	¥105.00/USD	

※ 新収益認識基準適用前ベースの売上高目標値：7,000億円

■2021年度からの株主還元の基本方針の一部変更について

当社は、2021年4月より新たな3カ年の中期経営計画「NC2023」をスタートさせるのに伴い、株主還元をより一層重視する観点から、新たに累進配当を導入し、この中期経営計画の期間中における株主還元の基本方針を以下のとおりといたします。

（新たな株主還元の方針）

- ① 1株当たりの配当額については前期実績を下限とし、減配は行わず、継続的に増加させていくことを基本とする。（累進配当の導入）
- ② 総還元性向の目安としては当面30～35%とする。
- ③ 自己株式取得については機動的に実施する。

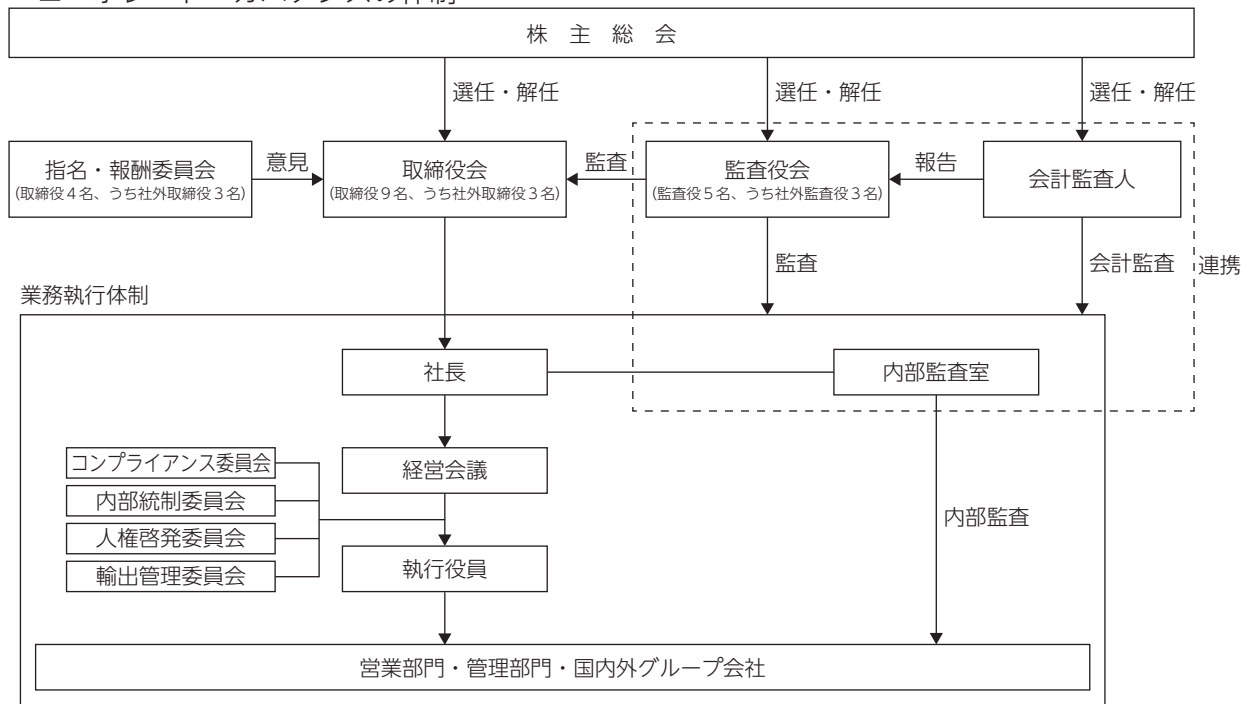
3. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、『「愛」「敬」の精神に基づき、人を尊重し、社会の発展に貢献する』を経営理念としております。この経営理念のもと、株主、取引先、社員に加え、企業活動を支える全てのステークホルダーの負託に応え、持続的に企業価値を向上させるためには、経営の透明性・公正性を確保し、迅速・果断な意思決定をおこなう基盤となる強固なコーポレート・ガバナンス体制の整備・構築が不可欠と考えております。

4. コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、取締役会において、経営の重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役及び監査役会により、取締役の職務の執行や取締役会の意思決定について監査を実施しております。

コーポレート・ガバナンスの体制



【指名・報酬委員会について】

2015年より、任意の指名・報酬委員会を設置しております。経営陣幹部の選解任、取締役・監査役・執行役員候補の指名、取締役の報酬などを決議するにあたっては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ております。取締役会は指名・報酬委員会の審議結果を十分尊重することにより、客観性、公正性、透明性を確保するよう努めております。

指名・報酬委員会の構成員： 独立社外取締役3名、社内取締役1名

委員長： 独立社外取締役

実施回数： 2021年3月期 7回

5. 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性と透明性を高め、企業価値を向上させることを目的として、2015年度より取締役会の実効性評価を実施しております。2020年度は、3年毎に実施しております第三者機関による第三者評価を行いました。評価結果の概要と今後の対応は、当社WEBサイトで開示しております。

[2020年度 評価の概要と今後の対応]

1.対象者	2021年3月末日時点で現任の全取締役（9名）及び全監査役（5名）
2.評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者機関として外部コンサルタント（以下、第三者機関）を起用 ・ 対象者に対する質問票への回答及び個別インタビューを実施 ・ 第三者機関が、質問票の回答結果及びインタビュー結果に基づき、分析・評価結果をまとめ、2021年2月度の当社取締役会に報告 ・ 報告の内容を取締役会で検証し、今後の対応について方向性を決定
3.分析・評価結果の概要	<p>第三者機関による分析・評価の結果、当社の現状に関する対象者の全取締役及び全監査役における認識や考えについて、以下の点が確認されました。</p> <p>【経営・事業の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要事業の合成樹脂及び情報電子セグメントにおける安定的な成長が評価されています。一方、新規事業・第三の柱の育成が経営における重要な課題と認識されています。 ・ 既存の顧客との人的関係から新しいビジネスを作り出す力、変化するニーズに柔軟に対応する力が強みであり、マネジメント層の育成も含めた人材育成が極めて重要な経営課題であると認識されています。 ・ 海外活動に潜在するリスク、取引先の信用リスク、事業投資に係るリスクなどが重要なリスクと認識されています。内部統制の仕組みの構築が進んできたことは評価されており、そのような仕組みを背景に、適切にリスクを把握しコントロールしながらビジネスを展開していくことが期待されています。 ・ 全社横断的な機能のさらなる強化が期待されています。 <p>【取締役会の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会の運営や構成は、全般的に高く評価されています。 ・ 昨年度の自己評価において、課題として認識された中期経営計画など中長期の経営・戦略に関する議論については、商社としてのビジネスの特性から中長期の議論をすることの難しさはあるものの、さらに深めていくことが必要であると考えられています。 ・ 社外取締役は、経営者の視点、業界に対する知見に基づく意見やアドバイスの提示が高く評価されています。監査役は、それぞれの専門性をベースにしながら、幅広い観点で議論に参加しています。 ・ 社内取締役・社外取締役の構成は高く評価されています。今後は、コーポレートガバナンス・コードの改訂を意識して社外取締役の割合を3分の1以上とすることが意識されています。また、中長期的には過半数が社外取締役であることが求められるようになることも視野に、取締役会の在り方も変わっていくことを想定する必要があると考えられています。 <p>【指名・報酬委員会の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名・報酬委員会のメンバーにおいては適切な議論がなされていますが、議題などについて取締役会には十分には共有されていないことが指摘されています。

4.今後の対応	<p>上記分析・評価結果により認識された課題に対して、今後、以下の通り取り組むことで、さらに当社取締役会の実効性を高めるよう努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会において、中期経営計画をはじめとする中長期の事業の方向性について、より議論を深めてまいります。その際には、新規事業・第三の柱の育成、人材、内部統制・グループガバナンスなどの当社の経営における重要な課題についても、さらに議論してまいります。 ・議論推進のため、以下の取り組みを検討します。 <p>○執行側で方向性を固める前段階での共有・討議</p> <p>○取締役会以外の場でのフリーディスカッション、ブレインストーミング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全社横断的な機能の強化に取り組みます。全社の横串となり具体的な計画・施策に落とし込んでいく機能を念頭に、人材の配置も含めて検討します。 ・取締役会の構成について、コーポレートガバナンス・コードの改訂、東証プライム市場の創設などの環境変化を見据え、継続的に検証します。また、取締役会の構成変化と合わせて取締役会の議題、議論の内容などの変化についても想定し、検討します。 ・指名・報酬委員会の議論の概要（委員会のスケジュールや議題、論点など）を取締役会で十分に共有することを検討します。
---------	---

6. 取締役及び監査役候補者の指名の方針及び手続

当社の取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会が例えば候補者に対する面談などを行うことにより、中長期的な企業価値の向上に貢献できるような資質や適性を見極め、取締役会の決定に客観性、公正性、透明性が付与されるよう努めております。

また、独立社外取締役・独立社外監査役の選任については、次項7. に定める「社外役員の独立性基準」に基づき選定しております。

7. 社外役員の独立性基準

当社の社外取締役及び社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、下記のいずれにも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断しております。

- (1) 現在または過去10年間に於いて、当社及び当社の子会社の業務執行者（* 1）であった者
- (2) 過去3年間に於いて、下記①から⑦のいずれかに該当した者
 - ① 当社を主要な取引先とする者（* 2）またはその業務執行者
 - ② 当社の主要な取引先（* 3）またはその業務執行者
 - ③ 当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている（* 4）コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - ④ 当社の主要株主（* 5）またはその業務執行者
 - ⑤ 当社の主要な借入先（* 6）またはその業務執行者
 - ⑥ 当社より一定額を超える寄付（* 7）を受けた者または受けた団体に所属する者
 - ⑦ 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
- (4) 当社の社外役員としての任期が8年を超える者

- (* 1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員または使用人をいう。
- (* 2) 「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の年間連結総売上高の2%を超える支払いを、当社から受けた者をいう。
- (* 3) 「当社の主要な取引先」とは、当社の年間連結総売上高の2%を超える支払いを、当社に行った者をいう。
- (* 4) 「当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている」とは、役員報酬以外にその者の売上高または総収入金額の2%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える金銭または財産を当社から得ていることをいう。
- (* 5) 「主要株主」とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう。
- (* 6) 「主要な借入先」とは、当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。
- (* 7) 「一定額を超える寄付」とは、1,000万円を超える寄付をいう。

以 上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の世界的大流行の影響により、年度前半は、極めて厳しい状況となりました。年度後半にかけて、依然として厳しい状況が続くなか、中国では景気が回復に向かいました。米国では持ち直しの動きがみられました。タイやインドネシアなどアジア新興国では、下げ止まりの方向となりましたが、欧州圏では、経済活動の抑制により弱い動きが続きました。

一方、日本経済も感染症の影響により、年度前半は、雇用情勢が弱い動きとなり、輸出や生産の急速な減少や企業収益の悪化もみられ、世界経済と同様に極めて厳しい状況となりました。年度後半は、厳しい状況が続いたものの、企業収益や設備投資などに改善がみられ、持ち直しの動きとなりました。

世界的な感染症の収束が未だ見通せないなか、先行きに対する不透明感の高い状況が続くものと見込まれます。

こうしたなか、当社グループの連結ベースでの売上高は、577,583百万円（対前期比3.8%減）となりました。利益面では、感染症の影響による販売費及び一般管理費の減少もあり、営業利益14,973百万円（同13.2%増）、経常利益16,514百万円（同16.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益13,792百万円（同20.8%増）となり、いずれも過去最高となりました。

事業区分別の概況は次のとおりであります。

《情報電子事業》

情報電子事業は、主要商材の販売が堅調に推移し、売上が増加しました。

液晶関連は、TV向けパネルの生産好調により、販売が伸長しました。

LED関連では、中国国内の需要が回復し、販売が伸長しました。

インクジェットプリンター関連では、商業印刷需要が冷え込んだことで産業用分野が低調でしたが、テレワークの拡大によりコンシューマー分野が堅調に推移し、全体として関連材料の販売が微増となりました。

複写機関連では、オフィスでのトナー需要が大きく減少し、関連材料の販売が減少しました。

太陽電池関連は、大型システム案件の納入がなかったものの、関連材料の販売が堅調でした。二次電池関連では、関連材料の販売が好調でした。

フォトマスク関連は、F P D用の関連材料の販売が減少しました。

半導体、電子部品関連は、5 Gなどの通信、データセンター向けの好調と車載向けが回復したことにより、関連材料の販売が伸長しました。半導体装置の販売は伸長しました。

これらの結果、売上高は224,534百万円（同2.7%増）となり、営業利益は、販売費及び一般管理費の減少や貸倒引当金の戻し入れもあり、6,327百万円（同41.2%増）となりました。

《化学品事業》

化学品事業は、回復基調にあるものの感染症の影響により、売上が減少しました。

樹脂原料・添加剤の販売は、総じて低調でした。

自動車部品業界向けの原料販売は、東南アジア向けを中心に低調でしたが、年度後半になり急速に回復しました。

塗料・インキ・接着剤分野向け原料販売は、総じて低調でした。

製紙業界向け薬剤の販売は、減少しました。

建築資材関連の販売は、住宅着工件数が減少するなか、分譲住宅向けが堅調でしたが、賃貸住宅向けが低調でした。

これらの結果、売上高は66,626百万円（同10.2%減）となり、営業利益は、販売費及び一般管理費の減少もあり1,320百万円（同9.2%増）となりました。

《生活産業事業》

生活産業事業は、食品関連が堅調に推移し、売上が微増となりました。

ライフサイエンス関連では、医薬原料の国内向け販売が減少しました。防・殺虫剤関連の販売は堅調でした。

食品関連では、感染症の影響によりホテル・給食向け輸入水産加工品の販売が減少しましたが、回転寿司向け加工品の販売は伸長しました。米国では量販店向けシーフード商品の販売が堅調でした。

農産品では、巣ごもり需要により冷凍野菜や冷凍果実の国内向け販売が好調でした。韓国向けの冷凍農産品の販売は伸長しました。

これらの結果、売上高は37,361百万円（同1.2%増）となり、営業利益は、販売費及び一般管理費の減少もあり1,563百万円（同34.0%増）となりました。

《合成樹脂事業》

合成樹脂事業は、年度後半に急速に回復しましたが、年度前半の世界的なロックダウンの影響が大きく、売上が減少しました。

汎用樹脂関連では、一部の食品関連向けやゲーム機関連は好調でしたが、年度前半の樹脂価格の下落の影響もあり、全体として低調でした。

高機能樹脂関連では、自動車関連が年度後半に急速に回復したものの、通年では販売が減少しました。OA関連はノートPC向けを中心に販売が堅調でした。

フィルム関連では、家庭用が好調でしたが、業務用や行楽関連が減少しました。国内外の製造子会社は好調でした。

シート関連では、コンビニ・ファストフード向け飲料用の販売が減少しました。

スポーツ資材関連では、国内外でのスポーツイベント等の中止の影響で、グリップテープの販売が大きく減少しました。

これらの結果、売上高は248,888百万円（同7.9%減）となり、営業利益は5,631百万円（同9.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、主要な設備に重要な異動はありません。また、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

(3) 資金調達の状況

国内及び海外におけるグループ全体の運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行4行と200百万米ドル相当額の貸出コミットメント契約（複数通貨型）を締結しております。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	2017年度 第157期	2018年度 第158期	2019年度 第159期	2020年度 (当連結会計年度) 第160期
売 上 高 (百万円)	621,137	634,740	600,312	577,583
経 常 利 益 (百万円)	6,374	14,309	14,211	16,514
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	6,744	12,896	11,415	13,792
1株当たり当期純利益	109円92銭	211円36銭	188円82銭	229円13銭
総 資 産 (百万円)	352,741	366,514	322,848	353,228
純 資 産 (百万円)	142,936	164,697	147,726	175,803
1株当たり純資産額	2,314円42銭	2,693円92銭	2,424円13銭	2,887円29銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出してしております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 当社は、第158期より「株式給付信託 (BBT)」を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を、第158期の期首から適用し、表示方法の変更を行ったため、第157期の総資産については、表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。
4. 第157期は、世界経済は欧米では米国、ドイツ等の主要国、アジアでは中国をはじめ、インドネシア等の新興国において景気回復が続き、日本経済においても雇用情勢や企業収益の改善を背景に緩やかな景気回復が続いたこと等により、売上高は増加いたしました。一方、欧州子会社における太陽電池関連事業に対する貸倒引当金の計上等に加え、欧州子会社における中東向けインフラ関連等回収が長引いている債権に対する貸倒引当金の計上等により、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。
5. 第158期は、世界経済はユーロ圏において一部に景気の弱さがみられ、中国において景気が緩やかに減速に転じたものの、米国、インドネシアやタイなどの新興国及び日本経済は、緩やかな景気回復が続いたこともあり、主力ビジネスは好調に推移しました。また第157期に発生した欧州子会社における太陽電池関連事業に対する貸倒引当金の計上等が第158期はなかったこと等により、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益が増加いたしました。
6. 第159期は、日本経済において個人消費の持ち直しもあり緩やかな景気回復が続き、また世界経済においても米国では景気回復が続きましたが、中国、欧州ユーロ圏の主要国、タイやインドなどの新興国においては、景気に弱い動きがみられたことや年度終盤にかけて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、景気は大きく減速傾向となったこと等により、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益が減少いたしました。
7. 第160期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症(以下、感染症)の世界的大流行の影響により年度前半は、極めて厳しい状況となりました。年度後半は、欧州ユーロ圏では弱い動きが続いたものの、中国では景気が回復に向かい、米国や日本では持ち直しの動きがみられ、タイやインドネシアなどアジア新興国では下げ止まりの方向となりました。こうしたなか、売上高は減少しましたが、感染症の影響による販売費及び一般管理費の減少もあり、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	2017年度 第157期	2018年度 第158期	2019年度 第159期	2020年度 (当事業年度) 第160期
売 上 高 (百万円)	302,583	305,359	297,435	286,195
経 常 利 益 (百万円)	7,629	9,395	7,460	7,549
当 期 純 利 益 (百万円)	3,662	10,699	7,305	6,708
1株当たり当期純利益	59円50銭	174円79銭	120円47銭	111円08銭
総 資 産 (百万円)	222,675	239,665	204,082	216,269
純 資 産 (百万円)	99,133	119,565	101,496	114,453
1株当たり純資産額	1,617円48銭	1,970円14銭	1,680円72銭	1,895円27銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 当社は、第158期より「株式給付信託 (BBT)」を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を、第158期の期首から適用し、表示方法の変更を行ったため、第157期の総資産については、表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが2030年頃の「ありたい姿」として掲げる長期ビジョン「IK Vision 2030」に向け、その第1ステージとして、2021年3月までの4年間、中期経営計画「New Challenge 2020（以下、「NC2020」）」を推進してまいりました。自動車分野への注力や財務体質の強化など、期待したとおりの進展もありましたが、計画終盤に発生した新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の世界的な大流行の影響等もあり、「NC2020」の計画全体としては道半ばの状況で終える結果となりました。

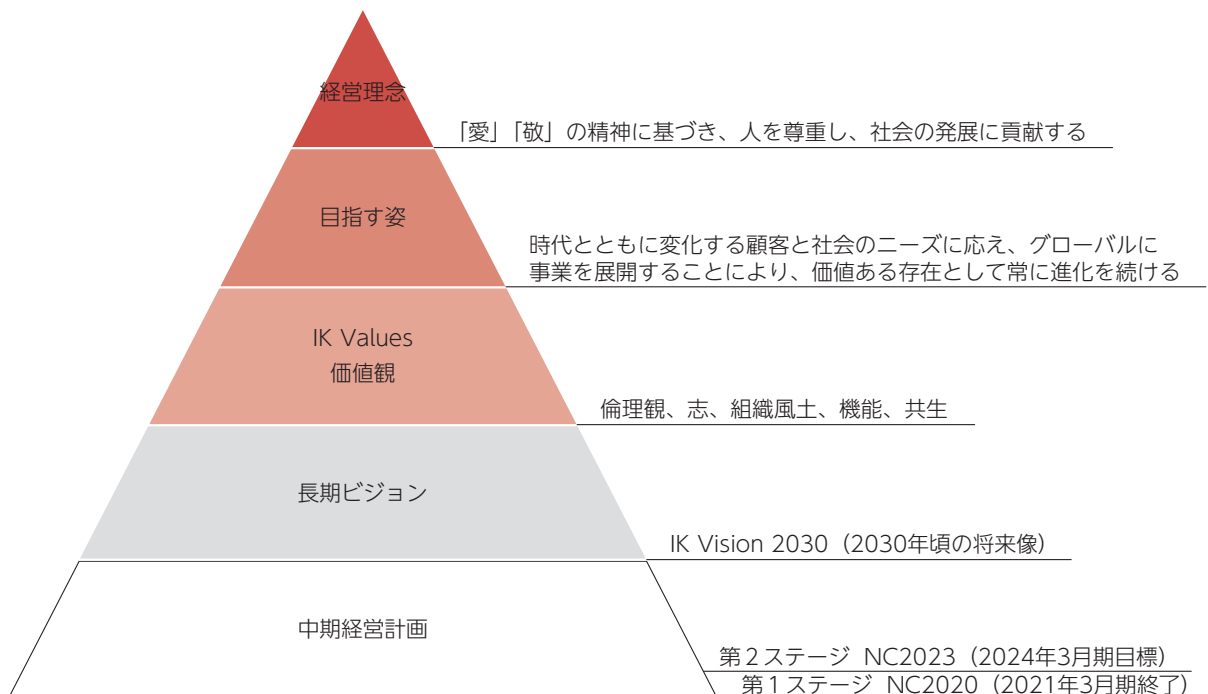
そして、当社は、長期ビジョンを目指す第2ステージとなる3カ年の新中期経営計画「New Challenge 2023（以下、「NC2023」）」を策定し、2021年4月よりスタートいたしました。この「NC2023」では、「NC2020」の基本線を継承しつつ、その達成状況と、足元の経営環境の変化を踏まえ、計画の一部見直しを行いました。

感染症の収束が依然として見通せないなか、海外17カ国でビジネスを展開する当社グループをとりまく環境は、引き続き厳しく不透明な状況が続くものと想定されます。

しかし、当社グループの商社機能を基本としたビジネスモデルに変わりはなく、環境の変化に対応しつつ、「NC2023」の目標値達成に向けて、グループ全社で主要重点施策に取り組み、具体的な成果を上げていくことが当面の対処すべき課題と考えております。

① 社是・経営理念

当社は、「愛」（I）、「敬」（K）を社是と定め、「人を愛し、敬う」という人間尊重の精神に基づき、社会の発展に貢献することを経営理念としております。グローバルに事業を展開する商社グループとして、高い専門性や複合機能を活用して、顧客や社会のニーズに応えることで価値ある存在として常に進化を続けることを目指しています。



②長期ビジョン「IK Vision 2030」

この経営理念や目指す姿を踏まえ、2030年頃の当社グループの「ありたい姿」として、長期ビジョン「IK Vision 2030」を公表しています。この「IK Vision 2030」において、当社の根本が商社であることを再確認するとともに、創業以来、長年培ってきた専門知識を持つ人財、商社業のツールとなる製造・物流・金融機能、そして海外17カ国60余拠点で展開する拠点網などの経営資源を最大限活用することで商社機能の複合化と高度化を図り、顧客への付加価値の提供をさらに進めてまいります。

長期ビジョン「IK Vision 2030」

機能	商社機能を基本としつつも、製造・物流・ファイナンス等の複合的な機能の一層の高度化を図る
規模感	連結売上高 1兆円以上を早期に実現
海外比率	70%以上
ポートフォリオ	情報電子・合成樹脂以外の事業の比率を1/3以上に

③中期経営計画「NC2023」の概要

● 定量目標

連結	2024年3月期
売上高	6,700億円
営業利益	165億円
経常利益	170億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	160億円
ROE	8%以上
ネットD/Eレシオ	0.3以下
自己資本比率	50%以上

※ 想定為替レート：¥105.00/USD

※ 新収益認識基準適用前ベースの売上高目標値：7,000億円

● 財務面での基本方針

1. キャッシュ・ フローの活用方針	得られたキャッシュ・フローは以下の三つにバランスよく配分する ①将来の成長に向けた投資 ②株主への還元 ③財務基盤の強化
2. 株主還元方針	1株当たりの配当額については前期実績を下限とし、減配は行わず、継続的に増加させていくことを基本とする（累進配当の導入） ・ 総還元性向の目安としては当面30～35%を継続 ・ 自己株式取得は機動的に実施
3. 政策保有株式 の縮減方針	政策保有株式のさらなる見直しを行い、3年間で50%の削減を図る

● 主要重点施策

1. 主力ビジネスのさらなる深掘りと成長分野への横展開

- ・情報電子では中国市場が主戦場の液晶・有機ELビジネスを深耕するとともに、新世代FPDや周辺部材、広がりを見せる産業用インクジェット関連ビジネスに注力
- ・合成樹脂ではコンパウンド事業を含めたグローバル展開を生かし、特に最重要の自動車分野でのビジネス拡大に注力

2. 将来の成長が見込める市場への多面的な取り組みと確実な収益化

- ・環境負荷低減商材の拡充を図るとともに、新エネルギー分野、5G関連や車載・モビリティ関連ビジネスへの取り組みを多面的に展開し、収益レベルの一段の向上に努める
- ・食品分野・農業分野では、様々な投資を含め、川上川下への展開を強化し、確実な収益化につなげる
- ・ライフサイエンス分野では再生医療分野など成長が見込める市場へさらに注力

3. 将来の成長に向けた投資の積極化

- ・「NC2020」を通じて強化された財務基盤を生かし、資本コストを踏まえつつ、商社ビジネスの拡大に向けた投資を積極化

4. グローバルな経営情報インフラの一層の高度化

- ・新たな技術トレンドを取り入れ、デジタル化を一層推進し、業務の変革と効率化を図る（DXへの取組み）
- ・セキュリティ高度化やBCP、新たな働き方にも対応した経営情報インフラをグローバルに構築

5. 保有資産の継続的見直しと資金・資産のさらなる効率化

- ・政策保有株式のさらなる見直しを行い、3年間で50%の削減を図る
- ・売却により得られた資金については、長期的な視点を踏まえ、①成長に向けた投資 ②株主還元の充実 ③財務基盤の一層の強化 の三つにバランスよく配分

6. 人的資本活用に向けた取り組みの強化

- ・グローバル人材育成やダイバーシティ向上に向け、制度の一層の充実を図る
- ・従業員エンゲージメントや新たな働き方改革への取り組みを強化

(6) 企業集団の主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループの主要な事業及び主要商品は次のとおりです。

事業区分	主要商品
情報電子	半導体・液晶材料、機械装置類、複写機・プリンター用染顔料、エレクトロニクス業界向け材料
化学品	自動車部品原料、樹脂・ゴム用原料、塗料・インキ・接着剤原料、製紙用薬剤、染料・染織資材、木材、集成材、木質系建材、住宅機器、住宅設備関連資材
生活産業	医農薬原料、ファインケミカル、殺虫剤・トイレタリー原料、機能性食品原料、水産物、農産物、澱粉類
合成樹脂	汎用樹脂、エンジニアリングプラスチック、各種フィルム製品

(7) 企業集団の主要拠点等 (2021年3月31日現在)

当 社	大阪本社：大阪市中央区、東京本社：東京都中央区
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	シンガポール
INABATA THAI CO., LTD.	タイ バンコク
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	中国 香港
SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.	中国 上海
TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.	台湾 新竹
INABATA AMERICA CORPORATION	アメリカ ニューヨーク、ロサンゼルス、デトロイト
稲畑ファインテック株式会社	大阪市中央区

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)
情報電子	376
化学品	463
生活産業	189
合成樹脂	2,971
その他	-
全社 (共通)	204
合計	4,203

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
536名	+2名	40歳10ヶ月	13年7ヶ月

(注) 従業員数は出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。

(9) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	30,000千 米ドル	100.0%	合成樹脂・化成品・半導体関連機器等の 輸出入及び販売
INABATA THAI CO.,LTD.	449,400千 バーツ	100.0	合成樹脂製品・化学品・食品等の輸出入 及び販売
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	511,000千 香港ドル	100.0	電子材料・化学品・合成樹脂製品・機械 等の輸出入及び販売
SHANGHAI INABATA TRADING CO.,LTD.	229,379千 人民元	100.0	電子材料・合成樹脂・化学品等の輸出入 及び販売
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	465,337千 台湾ドル	100.0	電子材料・液晶製造装置・化学品・合成 樹脂等の輸出入及び販売
INABATA AMERICA CORPORATION	32,200千 米ドル	100.0	化学品・電子材料・食品・合成樹脂等の 輸出入及び販売
稲畑ファインテック株式会社	422百万円	100.0	化成品・工業薬品・染料・糊剤・合成樹 脂・包装関連資材及び食品等の販売

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	15,514百万円
株式会社三井住友銀行	10,856
株式会社三菱UFJ銀行	6,945
日本生命保険相互会社	3,000
三井住友信託銀行株式会社	2,250
住友生命保険相互会社	1,000

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から、配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、総還元性向(*) 30～35%程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することとしております。

(*) 総還元性向 = (配当金額 + 自己株式取得額) ÷ 連結純利益 × 100

当期の期末配当金につきましては、1株につき43円とさせていただきます。すでに、2020年12月1日に実施済みの中間配当金1株当たり20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり63円となります。

【ご参考】2021年度からの株主還元の基本方針の一部変更について

当社は、2021年4月より新たな3カ年の中期経営計画「NC2023」をスタートさせるのに伴い、株主還元をより一層重視する観点から、新たに累進配当を導入し、この中期経営計画の期間中における株主還元の基本方針を以下のとおりといたします。

(新たな株主還元の方針)

- ① 1株当たりの配当額については前期実績を下限とし、減配は行わず、継続的に増加させていくことを基本とする。(累進配当の導入)
- ② 総還元性向の目安としては当面30～35%とする。
- ③ 自己株式取得については機動的に実施する。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

II. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | | |
|------------------|------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 200,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 63,499,227株 |
| ③ 株主数 | | 15,674名 |
| ④ 大株主の状況 (上位10名) | | |

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	13,836千株	22.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,971	6.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,693	4.5
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,736	2.9
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,272	2.1
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	1,244	2.1
稲畑 勝雄	1,161	1.9
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,088	1.8
丸石化学品株式会社	961	1.6
あすか製薬株式会社	785	1.3

- (注) 1. 当社が保有する自己株式数3,010,331株(ただし「株式給付信託(BBT)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式100,000株を除く)につきましては、上記の表及び持株比率の計算より除いております。
2. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。
3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	稲 畑 勝太郎	
代表取締役 専務執行役員	赤 尾 豊 弘	情報電子・生活産業セグメント担当、欧米地区担当 稲畑ファインテック株式会社 取締役
代表取締役 専務執行役員	横 田 健 一	総務広報・情報システム・財務経理・I R・業務推進・リスク管理担当、 海外管理担当
取 締 役 常務執行役員	佐 藤 友 彦	化学品セグメント担当、人事担当
取 締 役 常務執行役員	杉 山 勝 浩	情報電子セグメント担当補佐、北東アジア地区担当 TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD. 取締役
取 締 役 常務執行役員	安 江 範 臣	合成樹脂セグメント担当、東南アジア地区担当
取 締 役	蟹 澤 俊 行	東京ガス株式会社 社友
取 締 役	佐 藤 潔	芝浦機械株式会社 社外取締役 マツダ株式会社 社外取締役
取 締 役	濱 島 健 爾	ウシオ電機株式会社 特別顧問
常 勤 監 査 役	望 月 卓	
常 勤 監 査 役	久保井 伸 和	
監 査 役	高 橋 慶 孝	
監 査 役	柳 原 克 哉	弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士
監 査 役	玉 井 哲 史	玉井哲史公認会計士事務所 所長 東邦レマック株式会社 社外監査役 株式会社ピーシーデポコーポレーション 社外監査役

- (注) 1. 取締役 蟹澤俊行、佐藤潔及び濱島健爾の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高橋慶孝、柳原克哉及び玉井哲史の各氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 久保井伸和及び監査役 玉井哲史の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2021年1月31日をもって、出口敏久氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は住友化学株式会社 特別顧問及び住友ベークライト株式会社 社外取締役でありました。
5. 当社は、取締役 蟹澤俊行、佐藤潔及び濱島健爾並びに監査役 高橋慶孝、柳原克哉及び玉井哲史の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
6. なお、上記6名以外の当社執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担 当
小 田 吉 哉	丸石化学品株式会社 代表取締役社長
幡 本 裕 之	リスク管理室長
花 木 和 宏	北東アジア総支配人
河 合 紳 也	東南アジア総支配人
高 橋 豊	化学品本部長
中 野 幸 治	合成樹脂第一本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

なお、2021年1月31日をもって取締役を辞任いたしました出口敏久氏との間で同様の契約を締結しておりました。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等

【取締役の報酬】

取締役の報酬は、a. 固定報酬、b. 業績連動報酬、c. 株式給付信託（BBT）で構成されております。

業務執行取締役等でない取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

取締役の報酬のうち、上記a. 及びb. については2016年6月23日開催の取締役会において、また上記c. については2018年7月30日開催の取締役会（2020年2月26日開催の取締役会にて一部改訂）において、その計算方法等の詳細を決議しております。さらに、その他の事項について、2021年2月25日開催の取締役会において決議しております。これらによって、当社取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針が明確になっております。

取締役の個人別の報酬は、定性的な要因は考慮されておらず、規定により定められた計算式及び係数により自動的に算出されるよう設計されており、当社の人事室が規定に沿ってこれを計算いたします。その計算結果は独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会により審議されます。取締役会は指名・報酬委員会の審議結果を十分尊重し、取締役の報酬を決定しています。

このような手順を踏まえることで、取締役の個人別の報酬決定における客観性、公正性、透明性を確保しており、特定の取締役等に個人別の報酬等の決定が委任されるようなことはありません。

a. 固定報酬

当社は取締役の役職別に報酬としての最低保証額を定めております。

b. 業績連動報酬

当社は上記a. の固定報酬をベースとした業績連動報酬の仕組みを設けております。

取締役はグループ会社を含めた当社グループ全体の営業活動、財務活動など全ての事業活動に対して責任を負っており、事業活動の全ては計数的には連結損益計算書の税金等調整前当期純利益に表れていると考え、税金等調整前当期純利益（一部の政策保有株式の売却益を除く。）を業績指標としております。但し、当社グループが上場前より長期間保有していた一部の上場株式の売却により生じた売却益は当期の当社グループの事業活動の結果得られた利益とは言えないため、除いております。

特に目標数値は設定せず、役職別の固定報酬をベースに税金等調整前当期純利益（一部の政策保有株式の売却益を除く。）の水準に応じた係数を掛けて業績連動報酬を計算しております。

2020年6月に決定した業績指標の実績

2020年3月期（第159期） 連結業績（百万円）	
税金等調整前当期純利益（A）	16,707
政策保有株式の売却益（B）	2,893
(A) - (B)	13,813

c. 株式給付信託（BBT）

当社は、取締役（業務執行取締役等でない取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

「株式給付信託（BBT）」は取締役が在任中に付与されたポイントを退任時に株式と金銭で受け取る仕組みです。取締役に付与されるポイントの計算方法は次のとおりです。

(取締役が付与されるポイントの計算方法)

役職ごとに定めた基準ポイントの半分を勤続ポイント(固定ポイント)とし、業績ポイント(勤続ポイント×業績係数)を加算して、当年度の付与ポイントとする。

(当年度の付与ポイント=勤続ポイント+勤続ポイント×業績係数)

なお、業績係数とは連結売上高目標達成率と連結営業利益目標達成率により決定される係数のことをいい、目標達成率とは対外的に公表した中期経営計画に対する実績のことをいいます。

2020年6月に決定した第159期の業績係数は0.86であり、取締役6名に付与されたポイントは27,900ポイント、当社株式の時価で換算すると41百万円となります。

(参考)

	NC2020 第159期目標 (百万円)	第159期実績 (百万円)	達成率 (%)	業績係数
連結売上高	700,000	600,312	85.76	0.86
連結営業利益	14,500	13,229	91.23	

d. 報酬等の割合に関する方針

上記のa. 固定報酬、b. 業績連動報酬、c. 株式給付信託(BBT)は、それぞれ定める業績指標及び算定式に基づいて自動的に決定されるものであり、恣意的に何れかの報酬を増減させるといった扱いを行う余地はないことから、個別の取締役に対する報酬全体に占める制度毎の割合について一定の構成比率を定めることはしていません。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社の取締役の報酬のうち、上記a. 固定報酬、及びb. 業績連動報酬については12等分し7月から翌年の6月に金銭により支給しております。

【監査役の報酬】

監査役の報酬については、固定報酬のみとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数
		固定報酬	業績連動 報酬	株式給付 信託 (BBT)	
取 締 役	344	206	91	45	10
監 査 役	65	65	—	—	6
合 計 (うち社外役員)	409 (46)	271 (46)	91 (—)	45 (—)	16 (8)

- (注) 1. 上記には、2020年6月23日開催の第159回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名及び2021年1月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第145回定時株主総会において年額430百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は1名）です。また、上記とは別枠で、2018年6月22日開催の第157回定時株主総会において、取締役（業務執行取締役等でない取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」の導入を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（業務執行取締役等でない取締役を除く。）の員数は、6名です。
3. 監査役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第145回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。
4. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 蟹澤俊行氏は、東京ガス株式会社の社友であります。当社と同社との間に商品の販売の取引関係があります。

社外取締役 佐藤潔氏は、芝浦機械株式会社の社外取締役及びマツダ株式会社の社外取締役であります。当社と芝浦機械株式会社との間に製品の購入の取引関係があります。当社とマツダ株式会社との間に特別の関係はありません。

社外取締役 濱島健爾氏は、ウシオ電機株式会社の特別顧問であります。当社と同社との間に商品の販売の取引関係があります。

社外監査役 柳原克哉氏は、弁護士法人第一法律事務所の社員弁護士であります。当社と同事務所との間に特別の関係はありません。

社外監査役 玉井哲史氏は、玉井哲史公認会計士事務所の所長、東邦レマック株式会社の社外監査役及び株式会社ピーシーデポコーポレーションの社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
蟹 澤 俊 行	社 外 取 締 役	当事業年度に開催した取締役会18回中18回（100％）に出席し、主に経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督機能を期待どおりに果たしました。また、指名・報酬委員会委員を務めました。
佐 藤 潔	社 外 取 締 役	当事業年度に開催した取締役会18回中18回（100％）に出席し、主に経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督機能を期待どおりに果たしました。また、指名・報酬委員会委員を務めました。
濱 島 健 爾	社 外 取 締 役	2020年6月23日就任以降に開催した取締役会14回中14回（100％）に出席し、主に経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督機能を期待どおりに果たしました。また、指名・報酬委員会委員を務めました。
高 橋 慶 孝	社 外 監 査 役	当事業年度に開催した取締役会18回中18回（100％）に、また当事業年度に開催した監査役会13回中13回（100％）に出席し、主に専門の見地から議案、審議等につき適宜発言を行っており、監査機能を十分に発揮しました。
柳 原 克 哉	社 外 監 査 役	当事業年度に開催した取締役会18回中18回（100％）に、また当事業年度に開催した監査役会13回中13回（100％）に出席し、主に専門の見地から議案、審議等につき適宜発言を行っており、監査機能を十分に発揮しました。
玉 井 哲 史	社 外 監 査 役	2020年6月23日就任以降に開催した取締役会14回中14回（100％）に、また、2020年6月23日就任以降に開催した監査役会10回中10回（100％）に出席し、主に専門の見地から議案、審議等につき適宜発言を行っており、監査機能を十分に発揮しました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人に支払う報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の支払額にはそれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、及び報酬見積り等の算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、タイにおけるPE TAX申告に必要な報告書の作成について対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.についてはKPMG LLP、INABATA THAI CO., LTD.についてはKPMG PHOOMCHAI AUDIT LTD.、INABATA SANGYO (H.K.) LTD.についてはKPMG HONG KONG、SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.についてはKPMG HUAZHEN、TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.については資誠聯合會計師事務所、INABATA AMERICA CORPORATIONについてはMAYER HOFFMAN McCANN P.C.の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがない等、解任が相当と認められる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態又はそのおそれが生じた場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(内部統制システムの体制整備の基本方針)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの体制整備の基本方針を次のとおり定めております。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.「社是」「経営理念：Mission」「目指す姿：Vision」「価値観：IK Values」を定める。

ロ.取締役又は執行役員を内部統制に係る責任者として任命し、内部統制委員会を設置する。

ハ.取締役又は執行役員をコンプライアンスに係る責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置する。

ニ.取締役又は執行役員を内部監査に係る責任者として任命し、内部監査室を設置する。

ホ.取締役又は執行役員を個人情報保護に係る責任者として任命し、個人情報保護法を遵守する体制を構築する。

ヘ.内部通報制度を構築し、コンプライアンスに違反する事実の発生における報告を受け、また内部通報者を保護する体制をつくる。

ト.取締役はコンプライアンスに違反する事実を発見した場合には適時に他の取締役及び監査役に報告する。

チ.監査役はコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善を求める。

リ.就業規則に服務規律及び懲戒に関する事項を定め、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録し、適切に保存、管理する。また、職務執行に係るその他の記録については、文書管理規程に基づき適切に保存、管理する。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の損失の危険に関して、個々の損失の危険(財務、法務、環境、品質、与信、災害等のリスク)の領域毎に当該損失の危険に関する事項を統括する部署が、それぞれの危険の管理(体制を含む)に関する規程を策定し、適切に運用する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ.取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
ロ.経営方針及び経営戦略に係る重要事項については取締役会への付議に先立ち取締役、監査役によって構成される経営会議、審査会議等において議論を行う。
ハ.定款に取締役会での決議の省略(書面決議)を定め、効率化を図る。
ニ.決裁基準を定め、権限の委譲をすることによって取締役の職務の執行の効率化を図る。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
イ.当社の「社是」「経営理念：Mission」「目指す姿：Vision」「価値観：IK Values」について、当社グループのすべての役員及び使用人に周知徹底を図る。
ロ.当社の取締役又は使用人を必要に応じて子会社の役員として派遣する。
ハ.グループ会社管理規程に基づき、子会社に営業成績、財務状況その他の重要な情報を当社へ定期的に報告することを義務付ける。また、子会社に生じる重要な事項について、当社へ事前に申請し、承認を受けることを義務付ける。
ニ.子会社を統括する組織を設置し、その経営を監督し、指導する体制を構築する。
ホ.内部監査規程に基づき、子会社に対し内部監査を実施する。
ヘ.当社の内部通報制度について、子会社の役員及び使用人からも通報を可能とする体制を構築する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人(監査役補助者)に関する体制
監査役から監査役補助者の設置要請がある場合には、次の内容を含む社内規程を制定し、取締役から独立した適任者を任命する。
イ.監査役補助者は、監査役の指揮命令系統に服する。
ロ.監査役補助者の採用、異動、人事評価、給与、懲戒については、あらかじめ監査役会(監査役会が特定の監査役を指名した場合は当該監査役)の同意を得る。
ハ.監査役補助者の選出に関しては、監査機能の一翼を担う重要な役割を持つことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮する。
ニ.取締役及び使用人は、監査役補助者の業務遂行を不当に制約しない。

⑦ 監査役への報告に関する体制

監査役に対する報告体制を整備するために、次の内容を含む社内規程を制定し、適切に運用する。

- イ.当社グループの役員及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。
- ロ.当社グループの役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、適時に当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。
- ハ.当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、子会社管理等を所管する部署は、定期的又は必要に応じて、監査役会に対する報告会を実施する。
- ニ.当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に報告する。
- ホ.当社グループの役員及び使用人が当社監査役への報告を行ったことを理由として、報告者に対して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ.代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ロ.監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社は、内部統制システムの体制整備の基本方針に基づき、次のとおり運用しております。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護について、それぞれ部会を設けるとともに、社外弁護士への通報などを取り入れた企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンスに関わる情報をいち早く認識し、対応できるようにしております。

また、稲畑産業コンプライアンス宣言及びコンプライアンスガイドラインなどを制定して全社的な取組みを図っております。一方、内部統制システムを構築、維持、推進していくために内部統制委員会を設けて内部統制の向上に取り組むとともに、内部監査室によって内部統制の評価や業務監査が行われ、より高いレベルの内部統制が行われ、コーポレート・ガバナンスが徹底されるようにしております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録しております。取締役会議事録及び職務執行に係わるその他の記録については、文書管理規程とその細則に基づき、適切に保存、管理しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に関して、コンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護の部会を設け、企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置するとともに、リスク管理室、業務推進室、財務経営管理室、総務広報室が、それぞれの危険の管理に関する規程を策定し、適切に運用しております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成されており、当事業年度は18回開催しました。当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に常勤の取締役、監査役によって構成される経営会議又は審査会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行っております。

稟議規程、部門決裁に関する規則等の決裁権限に関する規程・規則等を定め権限の委譲などによって取締役の職務の執行の効率化を図っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいては、グループ会社管理規程に基づき、子会社は営業成績、財務状況その他の重要な情報を当社へ定期的に報告しております。また、子会社は重要な事項については、当社に事前に申請し、承認を受けたくうえで実施しております。

当社は、取締役、使用人を子会社の役員として派遣し、また財務経営管理室が子会社を監督・指導しております。一方、内部統制を含む内部監査が子会社を含め当社グループ全体として行われております。当社が設置している企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）は子会社にも周知しており、子会社から当社への通報が可能となっております。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人（監査役補助者）に関する体制

監査役会は、現在、監査役補助者は置いていませんが、監査役職務の必要に応じ、適宜各部門の人員が支援する体制としており、監査役会が当社及び子会社の取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人並びに会計監査人等と行う面談の内容を記録、保管しております。

⑦ 監査役への報告に関する体制

当社は監査役に対する報告に関する規程を制定し、適切に運用しております。

監査役は取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めております。また、取締役会、経営会議、審査会議等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

当社の企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）の担当部署は、企業倫理ヘルプラインへの連絡・相談の状況について、監査役へ報告しております。

⑧ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、社外監査役を含む監査役全員と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。

監査役が職務の執行に要した費用を会社に請求した場合、会社が負担しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としましては、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社54社、関連会社10社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の5つのリージョンに跨り、情報電子、化学品、生活産業、合成樹脂、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐にわたる事業展開を行っており、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

突然に大規模な買付行為がなされた場合、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。更に、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を著しく損な

うものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

② 企業価値向上への取組み

当社は、企業価値を中長期的に向上させるため、2030年頃の「ありたい姿」である長期ビジョン「IK Vision 2030」(※)を念頭に、以下に記載する中期経営計画をはじめとする取組みを実施しております。当社は、当社経営陣が、持続的成長に向けてガバナンス体制をより強固なものにしつつ、中期経営計画の達成を継続して目指し、その他の取組みを実行することで、当社の企業価値の向上につながるものと考えておりますが、その実効性をより高めるためには、当社株式の大規模買付行為に対して「大規模買付ルール」を事前に備えておくことが有効であり、株主共同の利益に資するものと考えます。

(※) 商社としての複合機能の高度化や連結売上高1兆円以上の早期実現などを想定

イ.中期経営計画「New Challenge 2020」達成への取組み

当社は、2021年3月期を最終年度とする4カ年の中期経営計画「New Challenge 2020」を達成し、収益基盤の一層の強化及び継続的な企業価値の向上に努めるため、以下の6つの重点施策に取り組みました。

- 1.海外事業の更なる拡大と深化
- 2.成長が見込める市場・未開拓分野への注力
- 3.グローバルな経営情報インフラの高度化
- 4.商社ビジネス拡大に向けた投資の積極化
- 5.保有資産の継続的な見直しと財務体質の強化
- 6.グローバル人財マネジメントの確立

ロ.コーポレート・ガバナンス強化に向けた取組み

当社は、株主の皆様に対する経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体質を構築するために、取締役の任期を1年としております。

これに加え、経営の透明性・公正性を確保し取締役会の監督機能を強化するため、独立性の高い社外取締役を複数選任しており、また、取締役会の実効性と透明性を向上させることを目的として、毎年取締役会評価を実施しております。

ハ.株主還元策について

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けております。株主の皆様への利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から、配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、総還元性向（*）30～35%程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することとしております。

（*）総還元性向＝（配当金額＋自己株式取得額）÷連結純利益×100

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を定めております。

ロ.本対応方針の合理性について

1 本対応方針が買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2018年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」を踏まえた内容となっております。

2 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

3 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に対する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本対応方針の有効期限は3年間（2022年6月開催予定の当社第161回定時株主総会終了後2022年7月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時まで）であるところ、その発効は当社株主の皆様の承認を前提としており、また、当社株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によって有効期限前に廃止することも可能です。また、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）や、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）ではありません。これらのことは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

4 本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。更に、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、独立委員会の勧告を受けた場合には、当該対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様の意思を確認するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

【ご参考】 本対応方針の廃止について

本対応方針は、2021年3月31日現在のもを記載しております。当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、本対応方針を廃止することを決議いたしました。

当社は、2021年4月からの新たな3カ年の中期経営計画「New Challenge 2023」のスタートに伴い、当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策に関する近時の動向、そして何より国内外の株主及び投資家の皆様のご意見を考慮し、本対応方針の在り方について慎重に検討した結果、株主共同の利益確保における本対応方針の必要性が相対的に低下したものと判断し、本対応方針の有効期限を待たずに、廃止することといたしました。

なお、当社は、本対応方針の廃止後において、当社株式に対して大規模買付行為が行われた場合には、当該行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための十分な情報及び検討のための時間を確保するよう努めるなど、金融商品取引法、会社法等の関係諸法令の許容する範囲内において、適切な処置を講じてまいります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	256,983	流動負債	150,591
現金及び預金	31,462	支払手形及び買掛金	104,113
受取手形及び売掛金	162,736	短期借入金	33,731
商品及び製品	49,210	未払法人税等	3,155
仕掛品	597	未払費用	1,080
原材料及び貯蔵品	4,322	賞与引当金	1,279
その他	9,266	その他の	7,229
貸倒引当金	△613	固定負債	26,833
固定資産	96,244	長期借入金	7,475
有形固定資産	14,395	繰延税金負債	14,842
建物及び構築物	5,403	役員退職慰労引当金	29
機械装置及び運搬具	3,712	役員株式給付引当金	131
土地	2,911	債務保証損失引当金	18
建設仮勘定	294	退職給付に係る負債	2,144
その他	2,073	その他の	2,190
無形固定資産	2,918	負債合計	177,424
投資その他の資産	78,930	(純資産の部)	
投資有価証券	71,592	株主資本	129,188
長期貸付金	1,212	資本金	9,364
退職給付に係る資産	3,472	資本剰余金	7,184
繰延税金資産	990	利益剰余金	116,794
その他	6,209	自己株式	△4,155
貸倒引当金	△4,545	その他の包括利益累計額	44,616
資産合計	353,228	その他有価証券評価差額金	39,316
		繰延ヘッジ損益	187
		為替換算調整勘定	4,536
		退職給付に係る調整累計額	576
		非支配株主持分	1,999
		純資産合計	175,803
		負債純資産合計	353,228

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上	577,583
原 価	531,543
総 利 益	46,040
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	31,066
営 業 利 益	14,973
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	206
受 取 配 当 金	1,334
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	270
雑 収 入	967
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	698
為 替 差 損	151
雑 損	388
経 常 利 益	1,238
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,984
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,984
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,337
法 人 税 等 調 整 額	△43
当 期 純 利 益	5,294
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	14,204
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	411
	13,792

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	9,364	7,752	106,197	△4,155	119,159
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,195		△3,195
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			13,792		13,792
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連結子会社株式の取得による 持 分 の 増 減		△567			△567
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△567	10,596	△0	10,029
当 期 末 残 高	9,364	7,184	116,794	△4,155	129,188

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	26,196	148	1,436	△1,016	26,764	1,802	147,726
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△3,195
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							13,792
自 己 株 式 の 取 得							△0
連結子会社株式の取得による 持 分 の 増 減							△567
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	13,119	38	3,100	1,593	17,851	196	18,048
連結会計年度中の変動額合計	13,119	38	3,100	1,593	17,851	196	28,077
当 期 末 残 高	39,316	187	4,536	576	44,616	1,999	175,803

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		120,875	流動負債		77,343
現金及び預金	金	8,369	支払手形	金	8,290
受取手形	金	15,756	短期借入金	金	57,849
売掛金	金	76,946	1年内返済予定の長期借入金	金	2,085
有価証券	金	10	未払費用	金	3,007
商前渡金	金	14,185	未払法人税等	金	1,843
前払費用	金	900	未収金	金	172
未収入金	金	183	前受り金	金	1,728
短期貸付金	金	2,721	前受り引当金	金	1,202
その他金	金	1,776	受取引当金	金	276
貸倒引当金	金	205	与引当金	金	14
		△179	その他負債	金	865
固定資産		95,394	固定負債		24,472
有形固定資産		3,266	長期借入金	金	7,329
建物	物	1,552	長期未払金	金	40
構築物	物	8	繰延税金負債	金	14,660
機械及び装置	物	84	長期預り金	金	1,093
工具、器具及び備品	品	420	退職給付引当金	金	916
土地	地	1,084	役員株式給付引当金	金	131
建設仮勘定	定	115	債務保証損失引当金	金	301
無形固定資産		1,898	負債合計		101,815
のれん	ん	2	(純資産の部)		
ソフトウェア	ア	1,800	株主資本		80,184
ソフトウェア仮勘定	定	83	資本金	金	9,364
その他	他	13	資本剰余金	金	7,752
投資その他の資産		90,229	資本準備金	金	7,708
投資有価証券	券	60,682	その他の資本剰余金	金	43
関係会社株式	式	23,384	利益剰余金		67,142
従業員に対する長期貸付金	金	3	利益準備金	金	1,066
関係会社長期貸付金	金	3,164	その他利益剰余金	金	66,076
差入保証金	金	14	固定資産圧縮積立金	金	2
破産更生債権等	等	643	別途積立金	金	58,940
前払年金費用	用	2,850	繰越利益剰余金	金	7,133
その他の金	金	418	自己株式		△4,075
貸倒引当金	金	△932	評価・換算差額等		34,268
資産合計		216,269	その他有価証券評価差額金	金	34,106
			繰延ヘッジ損益	益	162
			純資産合計		114,453
			負債純資産合計		216,269

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	286,195
売上原価	267,554
売上総利益	18,641
販売費及び一般管理費	13,856
営業利益	4,784
営業外収益	
受取利息	122
受取配当金	2,589
貸倒引当金繰入	395
為替差益	18
雑収入	407
営業外費用	
支払利息	284
貸倒引当金繰入	341
貸倒引当金繰入	4
投資有価証券評価損	37
雑損失	101
経常利益	7,549
特別利益	
投資有価証券売却益	2,838
特別損失	
関係会社株式評価損	825
税引前当期純利益	9,562
法人税、住民税及び事業税	2,966
法人税等調整額	△111
当期純利益	6,708

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
						固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	9,364	7,708	43	7,752	1,066	3	54,940	7,630	63,640	△4,075	76,682
事 業 年 度 中 の 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	－		－
剰 余 金 の 配 当								△3,205	△3,205		△3,205
別 途 積 立 金 の 積 立							4,000	△4,000	－		－
当 期 純 利 益								6,708	6,708		6,708
自 己 株 式 の 取 得										△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）											－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△0	4,000	△496	3,502	△0	3,502
当 期 末 残 高	9,364	7,708	43	7,752	1,066	2	58,940	7,133	67,142	△4,075	80,184

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	24,663	151	24,814	101,496
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰 余 金 の 配 当				△3,205
別 途 積 立 金 の 積 立				－
当 期 純 利 益				6,708
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	9,442	11	9,454	9,454
事業年度中の変動額合計	9,442	11	9,454	12,956
当 期 末 残 高	34,106	162	34,268	114,453

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

稲畑産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安井 康二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 千葉 一史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、稲畑産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、稲畑産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

稲畑産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公 認 会 計 士 安 井 康 二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公 認 会 計 士 千 葉 一 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、稲畑産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び内部監査室、並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

稲畑産業株式会社 監査役会

常勤監査役	望	月	卓	㊟
常勤監査役	久保	井伸	和	㊟
社外監査役	高	橋慶	孝	㊟
社外監査役	柳	原克	哉	㊟
社外監査役	玉	井哲	史	㊟

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

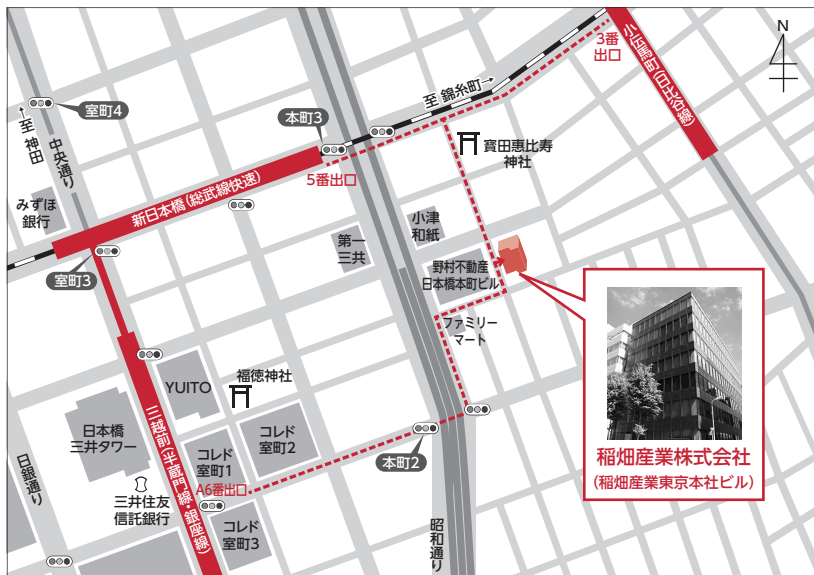
株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋本町二丁目8番2号
稲畑産業東京本社ビル7階 当社会議室
電話 (03) 3639-6415

※開催場所が例年と異なりますので
ご注意ください。

▶交通のご案内

- 地下鉄半蔵門線 三越前駅 A6番出口より
・銀座線 徒歩約5分
- 地下鉄日比谷線 小伝馬町駅 3番出口より
徒歩約4分
- J R 総武線快速 新日本橋駅 5番出口より
徒歩約4分



※本総会用の駐車場・駐輪場のご用意はございません。公共の交通機関でお越しいただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

■株主様へのお願い

- ・感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。議決権行使方法の詳細につきましては2～3ページをご参照ください。
- ・ご来場される株主様におかれましては、会場入り口でのアルコール消毒液の使用や検温、マスク着用等の感染防止策にご協力をお願いいたします。
- ・体調不良と見受けられる株主様にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・座席の間隔を広く設けるため、例年より座席数が大幅に減少いたします。満席になった場合にはご入場制限をさせていただく場合がございますのであらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

■当社の対応について

- ・当社役員につきましても、感染拡大防止の観点から、一部の役員のみのお出向とさせていただきます。
- ・運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・本総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。

なお、本総会につきましては、冒頭から報告事項が終了するまでの状況、後日、当社ウェブサイトに掲載することを予定しております。

また、今後の状況変化に応じて、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

https://www.inabata.co.jp/investor/event/shareholder_meeting/

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。